

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012, 03

【建設】【運送】【産廃】【風営】～法令遵守のそのつぎは～!

★建設業★ ～建設業界は深刻な人材不足

将来に向かって今こそ若手の育成を～

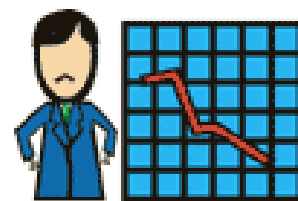
2011年の建設業者の総受注高は

41兆0569億円(1.3%減)と3年連続で最低記録を更新してしまった…

誰もが感じている通りのデータかもしれませんね。仕事が少なきゃ、そりゃあ従事する人は減りますよね、当然のことです。

そんな中、東日本大震災の復旧・復興工事が始まり、大きな分厚い壁が立ちはだかつてしまいました。「人がいない…!!」被災3県(岩手・宮城・福島)が発注する工事はまさに技術者の不足のため、遅々として進まない状況、人手不足に伴って労務費が高騰し、入札不調が頻発しました。

そこで「復興JV」なるものが登場し、全国規模で建設業者を参入させる動きになりました。労務費高騰に対しては、「設計労務単価」を岩手と福島は3%、宮城は8%引き上げ、工事請負契約にある「インフレスライド条項」を適用し請負代金額(スライド額)の変更を実施するとのこと。…ですが、それがどこまで東海3県の建設業者に潤いをもたらしてくれるかは今のところ全く不透明です…



さあ、建設業も本格的に振り分け

建設業の許可・更新時に社会保険加入状況を確認



国土交通省は、建設業者における社会保険未加入が多い問題に関して、建設業の許可・更新時に加入状況を確認する制度を、2012年にも導入する方針を明らかにしました。導入後も加入しない業者は営業停止などの処分を行うことも県としており、2017年までにすべての許可業者の社会保険加入を目指すとしています。

一番の難題は、社員さんの理解ですね。これまで社会保険に加入しておらず50歳を過ぎた社員さんは、これから年金かけても老齢年金を受け取ることができません。どうやって説得しましょう。社長! 覚悟を決めなければならぬ時期になってきました。(。)

この後も新しい情報があり次第、ご報告します。

★運送業★

平成24年2月16日（木） in 名古屋都市センター



「行政書士が教える運送業監査の極意、帳票類のポイント」

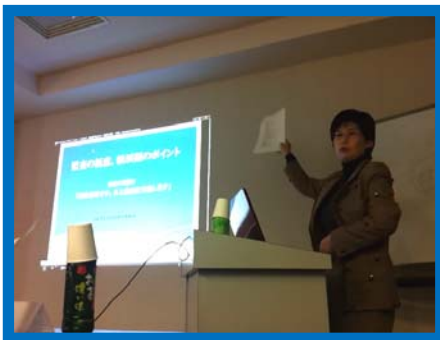
と題してセミナーを開催いたしました(*^_^*)

21社、24名の方々にお越しいただき、所長の牟田がお客様を威圧しました（笑）
お伝えしたいことが多く、たくさんの資料をご用意、ビックリされた方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、所長が「このカラーのグラフを見てください！」と高らかに資料をかかげたとき、
バサッ！と紙をめくる音は、まるで受験生の集まる予備校の様。

僕の将来がかかっている学生さんと、我が社の未来がかかっている社長さん、
殺気だつのも当然…後ろで同席していた職員一同、鳥肌が立つような感動を覚えました。

厳罰化！！



最近の巡回指導は「行政処分」を視野に入れたものに変化してきています。

また、愛知運輸支局の監査課もシマがひとつ増え、臨戦態勢で挑んできます。

監査の端緒は・・・通報及び苦情がほとんど。

事故速報、新聞報道、行政機関（警察や労働基準監督署等）、同業者、従業員などなど。

実は所長が監査課の担当者に聞いたそうです、「新聞なんか読んで
て暇なの～？」って、

するところ答えました「いやこの〇〇県の高速道路での事故なんだけど、事業者からまだ
事故速報が届いてないんだよ。速報なしの監査になると大変だよね？」

県外の事故に関しては、現地の運輸支局から事故の新聞記事がFAXで送られてくるとい
うから驚きです。「そこまでして？」という気になってしまいます。

行政処分の基準平成23年4月1日施行 過積載！！

過積載と速度違反の罰則強化はご存じのとおりです。

過積載の程度によりドライバーさんは一発免許停止！ 会社は一発行政処分！ 車両使用停止

荷主・利用運送業者への責任も問われてきます。

しかし・・・運送業者さんは荷主の言うとおりに荷物を運ぶしかない・・・と。

先日、監査に立ち会った際、その社長さんは監査担当者に「運送業者は荷主が絶対！！

荷主への罰則等を定めてくれないと何も変わらない」と言っていました。

運賃は昔のまま、燃料費は高くなる一方・・・そこに来て過積載で事故にでもなったら・・・。

過積載による事故は大変多く、また重大な事故に繋がります。





巡回指導・監査に打ち勝つためには、帳票類のポイントを抑え、トラック協会・監査課の担当者に何も言わせない状況を作っておくことが大切です。なかでもトラック協会の巡回指導員によく言われることは

「記録の改ざんは絶対やめてください」

今のところはトラック協会も「これから正していきましょう」という姿勢です。改ざんをされると助言もなにも出来ませんからね。改ざんは、私たちでもすぐに見抜けてしまうんです。

「作成義務」「記録義務」「保存義務」それぞれに休日車数が定められています。作成がしてあっても記録や保存がしていなければ…もちろん作成がしてなければ、「記録」も「保存」もあり得ませんから、ダブルやトリプルで処分がきてしまいます。



営業停止になったら！

電話に出てはいけません！！監査課から御社に電話があったら…

電話に出た段階で、営業活動をしているものをみなされ、「許可の取消処分」…

「出たな〜…」って、幽霊より恐ろしいですね。トラップの様ですね。

更新：平成 22 年に初めて認定を受けられた営業所様
新規：今年新たに挑戦される営業所様

平成 24 年 3 月 15 日（木） 9：30～

In 名古屋都市センター 第3会議室 Gマークセミナー

近年、よく見かけるGマーク（優良事業所認定）現在、全事業者数の 20.3%。

17,083 事業者が認定を受けています。

優良事業所になるために・・・運輸安全マネジメントの構築が重要です。

Plan(計画) → Do(行動) → Check(評価) → Act(改善)

良く聞く！ PDCA サイクル の活用方法をお伝えいたします。

安全対策の計画や目標を具体的に定め(Plan)

その計画通り安全に関する取組を進めます。(Do)

達成度を客観的・定期的に確認します(Check)

チェックの結果を基に、改善、よりよい次年度の計画・目標作り(Act)

次につなげることにより、継続的改善(=安全性の向上)

日本人の特性として checka→ction が苦手だそうです。

書類や格好だけを整えても実際に改善されなければ意味はありませんが…

初めの一步は誰でも見れる営業所に大きく目標を貼りだすこと！



★産業廃棄物★

＜愛知県「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間」の立入検査結果報告＞

昨年、11月1日から11月30日までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化期間」と定め、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入検査やパトロール等を実施しました。

立入り件数は460件。

その内、改善勧告3件、指導書10件、指導票20件の計33件。

内容は・・・

- ・ 不適正保管（過剰保管、保管場所の事前届出）に関する指導。
- ・ 不適正処理（無許可の埋立・造成等）に関する指導。
- ・ 野焼きに関する指導。
- ・ 焼却施設の維持管理に関する指導。
- ・ 届出書、報告書の記載に関する指導。（実績報告の未提出等）



今後も定期的にこういった検査は行われます。立入検査時や、立入検査後慌てて法律の基準に適合するように修正、改善しなくてはいけなくなってしまいます。

今年に入ってすでに数件の許可取消処分がありました。

そのうちの1件・・・豊田市の中間処理業者が再三の改善命令に従わず、許可取消しとなった事例について、この役員が別法人の役員も兼任していたため、併せて許可取消しとなりました。

ここについては、改善命令に従わなかった会社の役員本人が、別の会社の役員を兼務していたため、両社の取消しは当然だと思われま

しかし、前々から議論のあった許可取消しの「無限連鎖」について、昨年の法改正にて「悪質重大として連鎖するもの」と「連鎖なしとなったもの」に分けて、取消しが連鎖する場合でも一時連鎖にとどまることにより、「無限連鎖」を防ぎ、優良な廃棄物処理業者までも排除されることがないように改正が行われました。

これまで、廃掃法は「原則的に・・・」などと担当者の判断？裁量に任せられてきたところが見受けられましたが、序々に細かい内容が法律で決まり、判断しやすくなってきたのではないかと思います。

それでも、まだ行政によって見解が違う部分があり、困ることもあります。きっと本省に問い合わせても「各行政の判断で・・・」なんて返答が返ってくるのではないのでしょうか・・・。

更新の事業所さん、税理士先生！決算内容は大丈夫ですか？

もうすぐ新年度！！

3月末に決算を迎える事業者さんはたくさんいらっしゃると思います。

産業廃棄物の収集運搬業等の許可の申請にあたり、財産的基礎が重要になります。財産的基礎の確認は決算書にて行なわれます。**事業年度が終了してしまっただけではどうしようもありません。**事前確認をお願いします。詳細はいつでもお問合せください。

